

令和2年2月山口県議会定例会議案

(予 算)

令和2年2月山口県議会定例会議案目次

議案第1号	令和2年度山口県一般会計予算	1
議案第2号	令和2年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	27
議案第3号	令和2年度中小企業近代化資金特別会計予算	31
議案第4号	令和2年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算	37
議案第5号	令和2年度林業・木材産業改善資金特別会計予算	43
議案第6号	令和2年度沿岸漁業改善資金特別会計予算	47
議案第7号	令和2年度当せん金付証券発売事業特別会計予算	51
議案第8号	令和2年度収入証紙特別会計予算	55
議案第9号	令和2年度土地取得事業特別会計予算	59
議案第10号	令和2年度公債管理特別会計予算	63
議案第11号	令和2年度港湾整備事業特別会計予算	69
議案第12号	令和2年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算	75
議案第13号	令和2年度就農支援資金特別会計予算	81
議案第14号	令和2年度国民健康保険特別会計予算	85
議案第15号	令和2年度電気事業会計予算	91
議案第16号	令和2年度工業用水道事業会計予算	95
議案第17号	令和2年度流域下水道事業会計予算	101

議案第1号

令和2年度山口県一般会計予算

令和2年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ674,106,498千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 県 税		179,712,226	
	1 県 民 税	51,430,646	
	2 事 業 税	35,987,651	
	3 地 方 消 費 税	54,825,000	
	4 不 動 産 取 得 税	2,487,357	
	5 県 た ば こ 税	1,408,000	
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	443,000	
	8 軽 油 引 取 税	13,876,426	
	9 自 動 車 税	19,031,146	
	10 鉱 区 税	8,000	
	16 狩 猟 税	11,000	
	17 産 業 廃 棄 物 税	204,000	

2 地方消費税清算金		62,081,000	
	1 地方消費税清算金	62,081,000	
3 地方譲与税		27,204,000	
	1 特別法人事業譲与税	24,209,000	
	2 地方揮発油譲与税	2,633,000	
	3 石油ガス譲与税	102,000	
	5 航空機燃料譲与税	32,000	
	9 自動車重量譲与税	120,000	
	10 森林環境譲与税	108,000	
4 地方特例交付金		971,000	
	1 地方特例交付金	971,000	
5 地方交付税		171,401,000	
	1 地方交付税	171,401,000	
6 交通安全対策特別交付金		404,000	
	1 交通安全対策特別交付金	404,000	

7 分担金及び負担金		3,840,677	
	1 分担金	241,944	
	2 負担金	3,598,733	
8 使用料及び手数料		9,384,039	
	1 使用料	7,217,423	
	2 手数料	2,166,616	
9 国庫支出金		83,728,731	
	1 国庫負担金	34,620,217	
	2 国庫補助金	47,053,123	
	3 委託金	2,055,391	
10 財産収入		2,981,802	
	1 財産運用収入	1,959,100	
	2 財産売払収入	1,022,702	
11 寄付金		21,807	
	1 寄付金	21,807	

12 繰 入 金		17,049,344	
	1 特別会計繰入金	6,490,217	
	2 基金繰入金	10,559,127	
14 諸 収 入		47,397,872	
	1 貸付金元利収入	42,281,730	
	2 受託事業収入	1,268,053	
	3 延滞金、加算金及び過料等	244,919	
	4 預 金 利 子	1,825	
	6 雑 入	3,601,345	
15 県 債		67,929,000	
	1 県 債	67,929,000	
歳 入 合 計		674,106,498	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 議 会 費		1,444,736	
	1 議 会 費	1,444,736	
2 総 務 費		31,364,138	
	1 総 務 管 理 費	14,006,365	
	2 企 画 調 整 費	7,968,773	
	3 徴 税 費	5,453,381	
	4 市 町 村 振 興 費	1,324,044	
	5 選 挙 費	48,050	
	6 防 災 費	1,120,931	
	7 統 計 調 査 費	1,137,492	
	8 人 事 委 員 会 費	125,170	
	9 監 査 委 員 費	179,932	
3 民 生 費		97,524,712	

	1 社会福祉費	75,553,131	
	4 児童福祉費	20,888,183	
	7 生活保護費	1,075,068	
	8 災害救助費	8,330	
4 衛生費		19,559,907	
	1 公衆衛生費	6,875,976	
	4 環境衛生費	2,556,766	
	7 保健所費	2,151,060	
	8 医薬費	6,166,869	
	10 病院費	1,809,236	
5 労働費		2,438,124	
	1 労政費	598,421	
	2 職業能力開発費	1,326,278	
	3 失業対策費	407,249	
	4 労働委員会費	106,176	

6 農 林 水 産 業 費		36,577,790	
	1 農 業 費	10,690,826	
	2 畜 産 業 費	399,155	
	3 農 地 費	12,228,292	
	4 林 業 費	6,857,913	
	5 水 産 業 費	6,401,604	
7 商 工 費		46,106,978	
	1 商 業 費	2,195,247	
	2 工 鉱 業 費	43,186,543	
	3 観 光 費	725,188	
8 土 木 費		76,138,149	
	1 管 理 費	6,778,539	
	2 道 路 橋 り よ う 費	30,898,798	
	3 河 川 海 岸 費	21,998,157	
	4 港 湾 費	8,115,938	

	5 都 市 計 画 費	4,440,735	
	6 住 宅 費	3,905,982	
9 警 察 費		38,965,603	
	1 警 察 管 理 費	36,255,206	
	2 警 察 活 動 費	2,710,397	
10 教 育 費		138,314,121	
	1 教 育 総 務 費	19,417,738	
	2 小 学 校 費	41,204,531	
	3 中 学 校 費	25,694,914	
	4 高 等 学 校 費	25,068,616	
	7 特 別 支 援 学 校 費	12,443,143	
	8 社 会 教 育 費	1,595,778	
	9 保 健 体 育 費	589,273	
	10 大 学 費	2,265,078	
	11 学 事 費	10,035,050	

11 災 害 復 旧 費		6,029,461	
	1 農林水産施設災害復旧費	1,473,807	
	2 土木施設災害復旧費	4,395,654	
	4 学校施設等災害復旧費	160,000	
12 公 債 費		90,931,779	
	1 公 債 費	90,931,779	
13 諸 支 出 金		88,511,000	
	1 地方消費税清算金	53,190,000	
	2 利子割交付金	228,000	
	3 配当割交付金	855,000	
	4 株式等譲渡所得割交付金	332,000	
	5 法人事業税交付金	1,652,000	
	6 地方消費税交付金	31,324,000	
	7 ゴルフ場利用税交付金	311,000	
	10 環境性能割交付金	617,000	

	11 利 子 割 精 算 金	2,000	
14 予 備 費		200,000	
	1 予 備 費	200,000	
歳 出 合 計		674,106,498	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
2 漁業近代化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
3 公害防止施設整備資金に対する利子補給	令和2年度から 令和10年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。
4 産業廃棄物処理施設整備資金に対する利子補給	令和2年度から 令和10年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、30,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。
5 漁業経営維持安定資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金及び県が行う利子補給	令和2年度から 令和17年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金及び利子補給の対象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
6 漁業経営再建資金の融通に係る利子補給	令和2年度から 令和17年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.15%を限度とする額とする。
7 新規就農資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和2年度から 令和17年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.9%を限度とする額の1/2に相当する額とする。

8 農業経営基盤強化資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和2年度から 令和13年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、2,000,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
9 農業経営負担軽減支援資金に対する利子補給	令和2年度から 令和17年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、300,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。
10 畜産経営体質強化支援資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和2年度から 令和27年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、200,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.24%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
11 森林整備活性化資金の融通に係る利子補給	令和2年度から 令和32年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、25,552千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
12 生活福祉資金に対する利子補給	令和2年度から 令和10年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、5,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.5%を限度とする額とする。
13 漁業経営高度化促進支援資金（取組促進資金）の融通に係る利子補給	令和2年度から 令和12年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
14 漁船漁業運転資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和2年度から 令和9年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
15 住宅用太陽光発電システム等整備資金に対する利子補給	令和2年度から 令和13年度まで	(1) 令和2年度の利子補給の対象とする融資の総額は、62,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。

16 農林漁業セーフティネット資金の融通に係る市町に対する利子補給補助金	令和2年度から 令和6年度まで	(1) 令和2年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、74,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年1.35%を限度とする額の1/2に相当する額とする。
17 日本政策金融公庫貸付金に対する損失補償	令和2年度から 令和23年度まで	日本政策金融公庫が令和2年度に融資総額596,881千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
	令和2年度から 令和51年度まで	(1) 日本政策金融公庫が令和2年度に融資総額31,602千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息 (2) 日本政策金融公庫が令和2年度に融資総額1,694千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（公庫が公社の債務の金額について繰上償還を要求した場合には公庫の指定する期日とし、最終償還期限の変更があった場合にはその変更する期日とする。）到来後10か月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において、公庫が弁済を受けなかった元利金合計額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
18 公益財団法人やまぐち農林振興公社に対し業務費の貸付けを行った金融機関等に対する損失補償	令和2年度から 令和13年度まで	(1) 山口県信用農業協同組合連合会が令和2年度に融資総額31,200千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（信連が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には信連の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。）到来後3か月の期間満了の日において、なお信連が弁済を受けなかったとき、その元金及び利息（遅延利息を含む。）に相当する金額 (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会が令和2年度に融資総額52,000千円の範囲内で公益財団法人やまぐち農林振興公社に融資した場合において、その元金の最終償還期限（協会が公社の債務の金額につき繰上償還を要求した場合には協会の指定する期日、その他最終償還期限の変更のあった場合にはその変更後の期日とする。）到来後10か月の期間満了の日において、なお協会が弁済を受けなかったとき、その元金、遅延利息及び違約金に相当する金額
19 小規模企業者等設備貸与事業資金に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和2年度から 令和12年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和2年度に150,000千円を限度として貸し付ける設備の額
20 事業再生支援資金に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から 令和17年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に500,000千円を限度として貸付けを行う事業再生支援資金に係る債務保証により受ける損失の1/3に相当する額

21 漁業経営回復支援特別資金に係る山口県漁業信用基金協会に対する損失補償	令和2年度から 令和4年度まで	山口県漁業信用基金協会が令和2年度に300,000千円を限度として貸付けを行う漁業経営回復支援特別資金に係る債務保証により受ける損失の1/6に相当する額
22 新事業活動支援設備貸与事業に係る公益財団法人やまぐち産業振興財団に対する損失補償	令和2年度から 令和12年度まで	公益財団法人やまぐち産業振興財団が令和2年度に200,000千円を限度として貸し付ける設備の額
23 経営安定支援資金（経営安定資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から 令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営安定資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24 経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から 令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営支援特別資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
25 経営安定支援資金（経営力強化支援資金）に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	令和2年度から 令和12年度まで	山口県信用保証協会が令和2年度に6,500,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金（経営力強化支援資金）に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
26 国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠の入学者に対する貸付金	令和2年度から 令和8年度まで	72,000千円
27 地域医療再生計画に基づく大学医学部の定員増に係る入学者に対する貸付金	令和2年度から 令和7年度まで	108,000千円
28 高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和2年度から 令和17年度まで	49,920千円

29 看護職員県内定着促進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対する補助金	令和2年度から 令和11年度まで	28,800千円
30 東部地域岩国基地内大学就学支援事業に係るブリッジプログラム修了者に対する補助金	令和2年度から 令和3年度まで	2,500千円
31 県庁舎防災設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	369,369千円
32 県庁舎自動制御設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	107,615千円
33 県警察本部庁舎昇降機設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	458,554千円
34 県議会棟空調設備改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	430,100千円
35 電子県庁基幹システムの構築等に係る業務委託等の年度を越える事業を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	118,140千円
36 委託訓練の実施に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和2年度から 令和4年度まで	377,604千円

37 農林業の知と技の拠点整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和4年度まで	2,483,397千円
38 県営かんがい排水改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (三隅地区排水機)	令和2年度から 令和3年度まで	220,000千円
39 経営体育成基盤整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (王喜東地区ほ場整備)	令和2年度から 令和4年度まで	480,000千円
40 山口県内海栽培漁業センター種苗生産施設整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	628,844千円
41 道路改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (国道490号9号橋上部工)	令和2年度から 令和3年度まで	420,000千円
42 〃 (県道徳山本郷線2号橋上部工)	令和2年度から 令和3年度まで	180,000千円
43 〃 (国道490号雲雀山トンネル)	令和2年度から 令和4年度まで	3,255,000千円
44 〃 (県道岩国玖珂線5号橋上部工)	令和2年度から 令和4年度まで	515,000千円

45 道路改良事業の年度を越える工事について西日本旅客鉄道株式会社と協定すること。 (県道岩国玖珂線)	令和2年度から 令和4年度まで	690,000千円
46 橋りょう補修事業等の年度を越える工事を一括契約すること。 (県道小野田美東線新橋)	令和2年度から 令和3年度まで	460,000千円
47 周防高潮対策事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (江頭川排水機場)	令和2年度から 令和3年度まで	420,000千円
48 堰堤改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (阿武川ダム)	令和2年度から 令和3年度まで	208,950千円
49 県営住宅建設事業等の年度を越える工事を一括契約すること。 (中高層耐火構造)	令和2年度から 令和4年度まで	1,247,094千円
50 山口県立大学食堂・福利厚生棟建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	925,944千円
51 山口県立大学体育館改修事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	204,665千円
52 山口県立大学本部管理棟建設に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	95,526千円

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災体制整備拡充事業	5,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
障害者自立支援対策事業	70,000			
介護保険対策事業	224,000			
地方改善施設整備事業	12,000			
母子・父子福祉センター施設整備事業	2,000			
児童相談所事業	55,000			
児童福祉施設整備事業	79,000			
女性保護施設運営事業	91,000			
健康づくりセンター等整備事業	61,000			
保健所施設整備事業	53,000			
県営かんがい排水改良事業	87,000			
広域営農団地農道整備事業	247,000			
基幹農道整備事業	87,000			
経営体育成基盤整備事業	575,000			
県営中山間地域総合整備事業	163,000			
基盤整備促進事業	1,000			
ふるさと農道緊急整備事業	89,000			
県営老朽ため池整備事業	730,000			

団体営農地防災事業	5,000			
地すべり対策事業(農林)	85,000			
県営海岸保全施設整備事業	140,000			
国営農地再編整備事業負担金	195,000			
広域基幹林道開設事業	83,000			
ふるさと林道緊急整備事業	78,000			
一般治山事業	875,000			
水源地域緊急整備事業	79,000			
保安林改良事業	37,000			
保全林整備事業	3,000			
林地荒廃防止事業	52,000			
小規模治山事業	35,000			
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	217,000			
漁港漁場機能高度化事業	123,000			
漁港海岸保全施設整備事業	47,000			
漁港海岸環境整備事業	11,000			
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	270,000			
農林業施策総合調整事業	122,000			
農林総合技術センター運営事業	307,000			
舗装補修事業	87,000			
道路災害防除事業	630,000			

単独道路舗装事業	580,000			
単独道路災害防除事業	260,000			
単独路側整備事業	349,000			
道路改良事業	2,992,000			
過疎地域市町道代行事業	40,000			
単独道路改良事業	1,455,000			
道路直轄事業負担金	3,762,000			
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,036,000			
単独交通安全施設整備事業 (道路管理者分)	508,000			
橋りょう補修事業	2,819,000			
単独橋りょう補修事業	10,000			
広域河川改修事業	1,610,000			
河川情報基盤緊急整備事業	30,000			
周防高潮対策事業	549,000			
河川工作物関連応急対策事業	254,000			
河川災害関連事業	297,000			
単独河川改修事業	1,338,000			
自然災害防止事業(河川)	151,000			
河川直轄事業負担金	365,000			
錦川総合開発事業	2,017,000			
深川川総合開発事業	82,000			

堰堤改良事業	99,000		
堰堤修繕事業	110,000		
高潮対策事業	161,000		
侵食対策事業	62,000		
自然災害防止事業(海岸)	21,000		
通常砂防事業	1,742,000		
災害関連緊急砂防事業	38,000		
地すべり対策事業(建設)	306,000		
災害関連緊急地すべり対策事業	82,000		
急傾斜地崩壊対策事業	983,000		
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000		
砂防災害関連事業	110,000		
単独砂防改良事業	64,000		
自然災害防止事業(砂防)	402,000		
港湾改修事業	279,000		
港湾既存施設有効活用促進事業	234,000		
港湾環境整備事業	14,000		
港湾直轄事業負担金	2,700,000		
単独港湾改修事業	81,000		
海岸防災事業	652,000		
都市計画街路整備事業	513,000		

单独都市計画街路整備事業	645,000			
都市公園整備事業	157,000			
单独都市公園整備事業	47,000			
公営住宅建設事業	934,000			
過疎地域下水道代行事業	251,000			
駐在所等改築事業	178,000			
警察職員住宅管理事業	24,000			
交通事故防止施設総合整備事業	475,000			
一般管理事業	682,000			
校舎改築事業	736,000			
大規模改造事業	250,000			
施設改造事業	108,000			
退職手当給付事業(教育)	2,213,000			
特別支援学校施設整備事業	41,000			
県立大学整備事業	792,000			
私立高校等施設整備事業	89,000			
土木過年補助災害復旧事業	270,000			
土木過年单独災害復旧事業	20,000			
土木現年補助災害復旧事業	1,094,000			
土木現年单独災害復旧事業	70,000			
補助港湾災害復旧事業	124,000			

県立学校施設災害復旧事業	60,000			
治山施設災害復旧事業	2,000			
県有施設災害復旧事業	100,000			
臨時財政対策債	23,170,000			
計	67,929,000			

議案第 2 号

令和 2 年度母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 2 年度山口県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ340,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		230	
	1 他 会 計 繰 入 金	230	
2 繰 越 金		257,000	
	1 繰 越 金	257,000	
3 諸 収 入		83,430	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	83,430	
歳 入 合 計		340,660	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 母子父子寡婦福祉資金		340,660	
	1 母子父子寡婦福祉資金	340,660	
歲 出 合 計		340,660	

議案第3号

令和2年度中小企業近代化資金特別会計予算

令和2年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ609,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		149,312	
	1 他 会 計 繰 入 金	149,312	
3 繰 越 金		214,923	
	1 繰 越 金	214,923	
4 諸 収 入		170,539	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	170,539	
5 県 債		75,000	
	1 県 債	75,000	
歳 入 合 計		609,774	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 中小企業近代化資金		609,774	
	1 中小企業設備近代化資金	531,499	
	2 中小企業高度化資金	78,275	
歲 出 合 計		609,774	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以内	国の定める方法による。

議案第4号

令和2年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

令和2年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395,552千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		25,581	
	1 負担 金	25,581	
2 使用料及び手数料		76,777	
	1 使 用 料	76,777	
4 財 産 収 入		4,082	
	1 財 産 運 用 収 入	4,082	
5 繰 入 金		223,393	
	1 他 会 計 繰 入 金	223,393	
6 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
7 諸 収 入		65,718	
	1 延 滞 金	1	

	3 雑 入	65,717	
歳 入 合 計		395,552	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 下関漁港地方卸売市場費		395,552	
	2 市場管理費	395,552	
歳 出 合 計		395,552	

議案第5号

令和2年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和2年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ126,894千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		123,682	
	1 繰 越 金	123,682	
4 諸 収 入		3,212	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,200	
	2 雑 入	12	
歳 入 合 計		126,894	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 林業・木材産業改善資金		126,894	
	1 林業・木材産業改善資金	126,894	
歳 出 合 計		126,894	

議案第6号

令和2年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,362千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
3 繰 越 金		96,498	
	1 繰 越 金	96,498	
4 諸 収 入		5,864	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,864	
歳 入 合 計		102,362	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 沿岸漁業改善資金		102,362	
	1 沿岸漁業改善資金	102,362	
歲 出 合 計		102,362	

議案第7号

令和2年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

令和2年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,700,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 事 業 収 入		3,700,142	
	1 事 業 収 入	3,700,142	
2 繰 入 金		518	
	1 他 会 計 繰 入 金	518	
3 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		3,700,661	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 当せん金付証票発売事業費		3,700,661	
	1 発 売 諸 費	518	
	2 繰 出 金	3,700,143	
歳 出 合 計		3,700,661	

議案第8号

令和2年度収入証紙特別会計予算

令和2年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,041,514千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 証 紙 収 入		4,041,513	
	1 証 紙 収 入	4,041,513	
2 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		4,041,514	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 線 出 金		4,041,514	
	1 線 出 金	4,041,514	
歲 出 合 計		4,041,514	

議案第9号

令和2年度土地取得事業特別会計予算

令和2年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,144千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 財 産 収 入		104,143	
	1 財 産 運 用 収 入	1,303	
	2 財 産 売 払 収 入	102,840	
4 繰 越 金		1	
	1 繰 越 金	1	
歳 入 合 計		104,144	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 土地取得事業費		104,144	
	3 産業団地管理費	93,864	
	4 分譲宅地管理費	10,280	
歳 出 合 計		104,144	

議案第10号

令和2年度公債管理特別会計予算

令和2年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,584,825千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 繰 入 金		90,652,783	
	1 他 会 計 繰 入 金	90,652,783	
2 県 債		56,932,042	
	1 県 債	56,932,042	
歳 入 合 計		147,584,825	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 公 債 費		147,584,825	
	1 公 債 費	147,584,825	
歲 出 合 計		147,584,825	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	56,932,042	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第11号

令和2年度港湾整備事業特別会計予算

令和2年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,497,283千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 使用料及び手数料		1,525,091	
	1 使用料	1,525,091	
2 寄付金		517,619	
	1 寄付金	517,619	
3 繰越金		1	
	1 繰越金	1	
4 諸収入		124,572	
	1 雑収入	124,572	
5 県債		1,330,000	
	1 県債	1,330,000	
歳 入 合 計		3,497,283	

歲 出			
款	項	金 額	備 考
1 港 灣 整 備 事 業 費		3,497,283	
	1 港 灣 費	3,497,283	
歲 出 合 計		3,497,283	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港 湾 整 備 事 業	1,330,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第12号

令和2年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

令和2年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,202,141千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		298,621	
	1 負担金	298,621	
2 諸 収入		866,520	
	1 貸付金元利収入	866,520	
3 県 債		2,037,000	
	1 県 債	2,037,000	
歳 入 合 計		3,202,141	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 県立病院機構費		3,202,141	
	1 県立病院機構費	3,202,141	
歳 出 合 計		3,202,141	

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県立病院機構貸付金	2,037,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率による。	元利均等半年賦又は元金均等半 年賦30年以内 ただし、特別のものは、借入 先と協議して定める条件によ る。

議案第13号

令和2年度就農支援資金特別会計予算

令和2年度山口県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
2 繰 入 金		523	
	1 他 会 計 繰 入 金	523	
3 繰 越 金		10,831	
	1 繰 越 金	10,831	
4 諸 収 入		19,550	
	1 貸 付 金 元 利 収 入	19,520	
	2 雑 入	30	
歳 入 合 計		30,904	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 就 農 支 援 資 金		30,904	
	1 就 農 支 援 資 金	30,904	
歳 出 合 計		30,904	

議案第14号

令和2年度国民健康保険特別会計予算

令和2年度山口県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,334,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

歳 入

款	項	金 額	備 考
1 分担金及び負担金		38,976,557	
	1 負担金	38,976,557	
2 国庫支出金		36,260,665	
	1 国庫負担金	24,508,384	
	2 国庫補助金	11,752,281	
3 療養給付費等交付金		424	
	1 療養給付費等交付金	424	
4 前期高齢者交付金		57,995,156	
	1 前期高齢者交付金	57,995,156	
5 共同事業交付金		118,586	
	1 共同事業交付金	118,586	
6 財産収入		288	

	1 財 産 運 用 収 入	288	
8 繰 入 金		7,981,705	
	1 他 会 計 繰 入 金	7,626,419	
	2 基 金 繰 入 金	355,286	
9 繰 越 金		2,998,422	
	1 繰 越 金	2,998,422	
10 諸 収 入		2,304	
	5 雑 入	2,304	
歳 入 合 計		144,334,107	

歳 出			
款	項	金 額	備 考
1 総 務 費		36,707	
	1 総 務 管 理 費	36,358	
	2 運 営 協 議 会 費	349	
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		119,586,185	
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	119,586,185	
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		16,738,901	
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	16,738,901	
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		22,224	
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	22,224	
5 介 護 納 付 金		5,588,304	
	1 介 護 納 付 金	5,588,304	
6 病 床 転 換 支 援 金 等		98	
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	98	

7	共 同 事 業 拠 出 金		118,708	
	1	共 同 事 業 拠 出 金	118,708	
8	財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		295,414	
	1	財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	295,414	
9	保 健 事 業 費		17,500	
	1	保 健 事 業 費	17,500	
10	基 金 積 立 金		288	
	1	基 金 積 立 金	288	
12	諸 支 出 金		1,928,626	
	1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,928,626	
13	繰 出 金		1,152	
	1	繰 出 金	1,152	
	歳 出 合 計		144,334,107	

議案第15号

令和2年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----------------|-----------|
| (1) 年間総販売電力量 | 163,772,000 KWH | |
| (2) 主要な建設事業 | 平瀬発電所建設事業費 | 267,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		1,866,371千円
第1項 営業収益		1,829,196千円
第2項 附帯事業収益		26,172千円
第3項 財務収益		972千円
第4項 事業外収益		10,028千円
第5項 特別利益		3千円
	支	出
第2款 電気事業費用	1,661,151千円	
第1項 営業費用	1,585,602千円	

第2項 附帯事業費用	22,944千円
第3項 財務費用	6,441千円
第4項 事業外費用	43,161千円
第5項 特別損失	3千円
第6項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,262,723千円は、過年度分損益勘定留保資金2,064,790千円、減債積立金129,148千円及び当年度資本的収支調整額68,785千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	76,023千円
第3項 資本剰余金	70,388千円
第4項 固定資産収入	1千円
第5項 雑収入	5,634千円

支 出

第4款 資本的支出	2,338,746千円
第1項 建設費	315,000千円
第2項 改良費	491,497千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	129,148千円
第5項 長期貸付金	1,400,000千円
第6項 補助金返還金	100千円

第8項 予 備 費

3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平瀬発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	96,197千円
小水力発電所建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和4年度まで	244,411千円
水越発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	令和2年度から 令和3年度まで	171,188千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 442,426千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第16号

令和2年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 570,748,550m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 7,145,416千円

第1項 営業収益 6,662,088千円

第2項 営業外収益 483,325千円

第5項 特別利益 3千円

支 出

第2款 工業用水道事業費用 6,598,529千円

第1項 営業費用 6,273,340千円

第2項 営業外費用 315,186千円

第5項 特別損失 3千円

第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,906,571千円は、過年度分損益勘定留保資金2,636,529千円及び当年度資本的収支調整額270,042千円で補てんするものとする。）。

収 入

第3款 資本的収入	1,622,398千円
第1項 企業債	1,320,000千円
第4項 資本剰余金	109,231千円
第5項 固定資産収入	1千円
第6項 雑収入	193,166千円

支 出

第4款 資本的支出	4,528,969千円
第2項 改良費	3,197,067千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	1,321,901千円
第7項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和2年度から 令和4年度まで	482,000千円
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和2年度から 令和3年度まで	51,700千円
小瀬川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和2年度から 令和3年度まで	84,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和2年度から 令和3年度まで	102,000千円
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (送水管布設工事)	令和2年度から 令和3年度まで	300,000千円
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器工事)	令和2年度から 令和4年度まで	331,177千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和2年度から 令和3年度まで	35,180千円

厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和2年度から 令和3年度まで	9,728千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気機器及び計装設備工事)	令和2年度から 令和3年度まで	77,856千円
厚東川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (計装設備工事)	令和2年度から 令和3年度まで	25,514千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 90,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	150,000			
富田夜市川工業用水道改良資金	60,000			
佐波川工業用水道改良資金	160,000			
厚狭川工業用水道改良資金	300,000			
木屋川工業用水道改良資金	560,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 744,806千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

議案第17号

令和2年度流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度山口県の流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 9,087,247m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 24,897m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 周南流域下水道整備事業費 331,999千円 |
| | 田布施川流域下水道整備事業費 270,700千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- | | |
|---------------|-------------|
| 第1款 流域下水道事業収益 | 1,814,427千円 |
| 第1項 営業収益 | 677,304千円 |
| 第2項 営業外収益 | 1,137,123千円 |

支 出

- | | |
|---------------|-------------|
| 第2款 流域下水道事業費用 | 1,814,427千円 |
| 第1項 営業費用 | 1,755,518千円 |

第2項 営業外費用 52,921千円

第3項 特別損失 5,988千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第3款 資本的収入 936,505千円

第1項 企業債 252,000千円

第2項 国庫支出金 364,700千円

第3項 負担金 319,805千円

支 出

第4款 資本的支出 936,505千円

第1項 建設改良費 605,648千円

第3項 償還金 330,857千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ22千円及び60,541千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
田布施川流域下水道整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。 (電気設備工事)	令和2年度から 令和3年度まで	459,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流 域 下 水 道 事 業	千円 252,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦 30年以内 ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、840,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

流域下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 42,101千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業費用のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,446千円である。

令和2年2月25日提出

山口県知事 村岡嗣政